

地方特定道路整備事業について

1. 対象事業

一般国道（地域活力基盤創造交付金に係る事業に限る。）、都道府県道（原則として一般都道府県道）及び市町村道のうち、地域が緊急に対応しなければならない課題に 대응するため、早急に整備する必要がある特定の道路の区間（以下「地方特定道路」という。）における事業（道路事業及び道路事業と一体的に整備する必要のある施設の整備）とする。

2. 計画の策定（別添参照）

- (1) 地方公共団体（道路管理者）は、既存の道路計画との整合を図りつつ、補助事業（地域活力基盤創造交付金を含む。）と単独事業を組み合わせることが効果的な道路について、地方特定道路としてその整備計画（以下「地方特定道路整備計画」という。）を策定する。
- (2) 地方公共団体（道路管理者）は、地方特定道路整備計画の策定に当たっては、国土交通省と調整するものとし、国土交通省は、その調整結果を速やかに地方公共団体（道路管理者）に通知するものとする。
- (3) なお、市町村に係る地方特定道路整備計画の策定に当たっては、都道府県と市町村は必要に応じ相互に連絡調整を行うとともに、市町村の計画は、都道府県を經由して提出する。
- (4) 地方特定道路の選定及び地方特定道路整備計画の策定の主務は、地方公共団体の道路担当部局が行う。

3. 事業の実施（別添参照）

- (1) 地方公共団体（道路管理者）は、毎年度、年度開始前に当該年度の本事業の実施箇所及び事業内容について、補助事業分の申請に併せて単独事業分を国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の本事業の単独事業分について、その総枠（総務省と国土交通省が調整を行った上で設定）に配慮して、地方公共団体（道路管理者）と必要な調整を行う。
- (3) 国土交通省は、上記（2）の調整が完了したときは、補助事業分の通知と併せて単独事業分の実施箇所及び事業内容についての調整結果を速やかに地方公共団体（道路管理者）に通知する。
- (4) 地方公共団体は、通知に基づいて本事業に係る起債申請等を行う。
- (5) 市町村道に係る（1）～（4）の手続きについては、都道府県を經由して行う。

4. 事業の支援

本事業は、補助事業と単独事業に対し両省で支援するものとし、単独事業に対しては、臨時地方道整備事業債の地方特定道路整備事業分を充当する。

5. 交付金事業の取扱

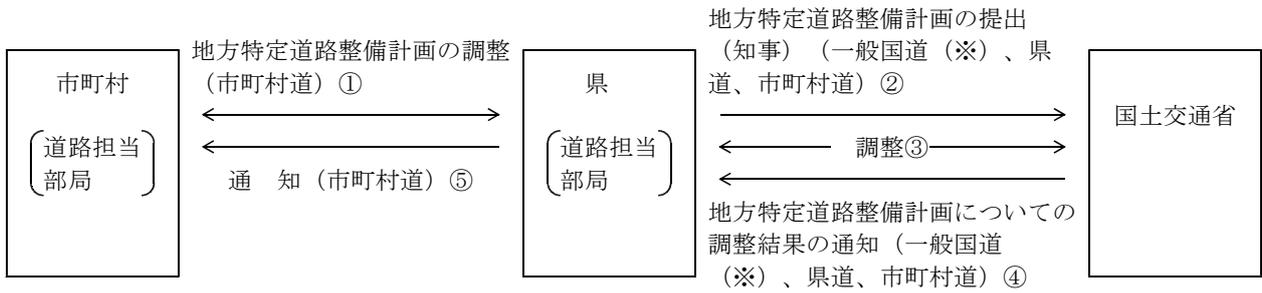
- (1) 地域活力基盤創造交付金（以下「交付金」という。）に係る事業を実施するに当たっては、交付金が充当されている事業とは連続しない箇所で行われる事業であって、交付金が全く充当されていない事業（交付金による事業：地方費による事業＝0：10の場合）に限り、地方特定道路整備事業の単独事業の対象とすることができる。
- (2) 国土交通省は、地方特定道路整備計画の策定及び事業の実施に当たっての調整において、上記（1）による単独事業を、地方特定道路の当否に関する審査を行わずこれを地方特定道路として認めることとする。

6. 期 間

本事業は、当面、平成20年度から平成24年度までの5年間の措置とする。

地方特定道路整備事業の地方単独事業の手続き

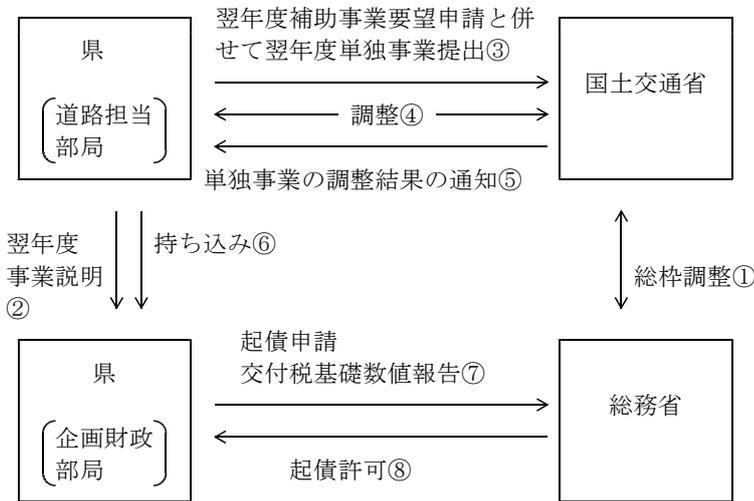
[計画の策定]



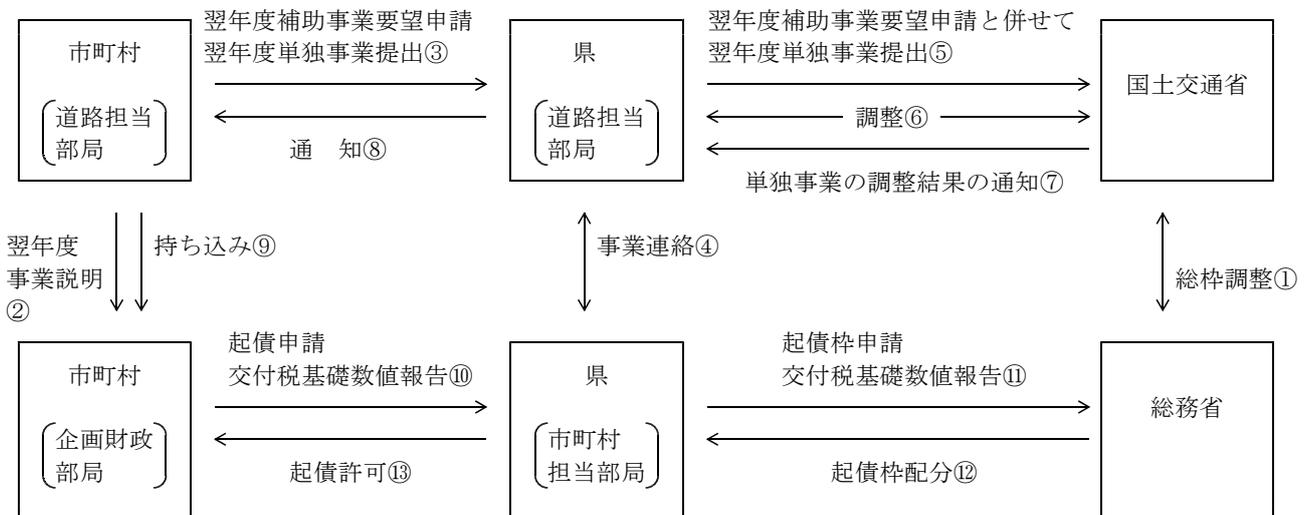
注 市町村の計画は、県を経由して国土交通省と調整すること。

[各年度における地方特定道路整備事業の手続き]

(一般国道(※)、県道分)



(市町村道分)



※ 一般国道は、地域活力基盤創造交付金に係る事業に限る。

別添

地方特定道路整備計画

当初欄については、新規計画として提出した年度を、変更欄は計画を変更して提出

〇〇県 (〇〇市)

課 題	□□工業団地へのアクセスを強化する道路整備について							当初	H16	変更	H20
選定理由	〇〇県南部にある□□工業団地と国幹道××インター及び□□市・◇◇町を相互に連絡する道路ネットワークについて、同工業団地が平成24年に機能拡張するのに伴い、アクセス機能を向上させる道路整備を行うものである。										
番号	事業主体	省略工種	路線・工区名	事業内容(延長・面積等)	起点市町村	終点市町村	事業期間	全体事業費(百万円)	分類		
15	県	改築	(一) □□××線・〇〇工区	2.6km	□□市	□□市	H16~22	2,000	通		
15-2	市	踏切	(市) 〇〇△△線・□□工区	踏切除去0.4km	□□市	□□市	H17~23	1,000	交(交)		
15	県		(一) □□××線・〇×工区		□□市	□□市	H17~23	1,200	単独		
15-2	県		(一) □□××線・××工区		□□市	□□市	H21	100	単独		
15-3	県		(国) 〇〇号・▽▽工区		□□市	□□市	H20~23	800	交(地)		
15-4	県		(一) ▽▽〇〇線・□×工区		◇◇町	◇◇町	H20~21	300	単独		
計							H16~23	5,400	—		

概要図

番号欄については、補助・単独とも整備計画毎に同一番号を記入し、二路線以上ある場合には枝番を付加して記入。

省略工種欄及び事業内容欄については、分類欄を「単独」または「交(地)」とする場

事業期間欄については、将来着工

全体事業費欄については、以下のとおり記入。

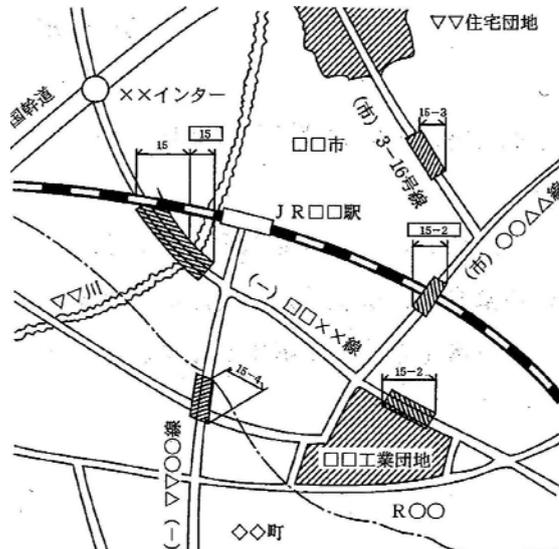
通常補助事業、地域活力基盤創造交付金事業については、それぞれの事業で登録している全体事業費を記入。
その他の単独事業については、地方特定道路事業としての全体事業費を記入(地方特定道路事業として整備計画に記載される以前に投入した事業費は全体事業費に含めない)。

分類欄については、下記の分類で記入。

通 : 通常補助事業。
交(交) : 地域活力基盤創造交付金事業のうち、交付金が充当されている事業。
交(地) : 地域活力基盤創造交付金事業のうち、交付金が充当されている事業とは連続しない箇所で行われる事業であって、交付金が全く充当されていない事業(地方特定)。

○その他記入要領

- 1) 様式は上記記載事項に何ら変更が生じない場合を除いて全ての整備課題毎に一葉作成して提出すること。
- 2) 概要図は、既存の管内図や都市計画図の流用を可能とするが、その際は以下の点に留意すること。
 - ① 地方特定道路は番号のみ明示すればよいが、補助の番号は □ で囲むこと。
 - ② 緊急課題に関連する工区(工業団地等)を明示すること。



別添

平成〇〇年度地方特定道路整備事業実施計画（案）

 県・市

単 独					
番 号	事業主体	路線・工区名	事業費 (百万円)	分類	備考
1					
2					
2-2					
2-3					
3					
3-2					
4					
4-2					
5					
6					
6-2					
6-3					
7					
7-2					
7-3					
7-4					
8					
9					
9-2					
10					
10-2					
11					
11-2					
12					
12-2					
13					
14					
14-2					
15	県	(一)□□××線・○×工区	300		
15-2	県	(一)□□××線・××工区	100		
15-3	市	(市)3-16号線・▽▽工区	400	交(地)	
15-4	県	(一)▽▽○○線・□×工区	100		
16					
16-2					
17					
18					
18-2					
19					
19-2					
19-3					
19-4					
20					
20-2					
20-3					
21					
21-2					
22					
22-2					
22-3					
23					
23-2					

単独合計 900